

職員倫理について(国立病院機構職員倫理関係Q&Aより抜粋)

照会の多い質問を掲載しております。

1 利害関係者

問1-1

病院の医師等にとって製薬企業の社員(MR(医療情報担当者)を含む。)は利害関係者となるか。

答1-1

病院に納入される医薬品等は、一般的には医薬品販売業者を通じて購入されており、病院と製薬企業との間に直接の契約関係はありません。しかしながら、製薬企業のMR(医療情報担当者)等の行為は自社の製品の販売促進等のために病院職員に接触する機会が多く、病院と契約関係にある医薬品販売業者の利益のために行為(代理行為)を行っていると言わざるを得ない実態にあり、このため、利害関係者に該当します。

2 飲食等

問2-1

製薬企業が自社製品に関して開催した講演会に講師として出席した病院の医師が、講演会終了後、懇親パーティー(立食形式)に出席し、さらに講師、座長等で別席の会食に出席できるか。

答2-1

病院の医師にとって、製薬企業は利害関係者と考えられますが、講演会(注:利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理管理者等の承認が必要)終了後に多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、倫理規程上、費用の負担の有無にかかわらず、例外として認められていますので、当該医師は懇親パーティーには出席できます。なお、利害関係者と共に飲食することは、利害関係者による供応接待の場合以外は禁止行為ではなく、差し支えありません。着席形式、立食形式にかかわらず別席で飲食物の提供を受ける場合は、自己の費用を負担した場合に限り出席することができますが、費用が1万円を超えときは、倫理管理者(倫理監督者)への事前の届出が必要です。

問2-2

製薬企業のMRが、昼休み時間に院内で簡素な弁当を提供の上、医師等を対象として新薬の紹介の説明会を行う場合、倫理管理者(倫理監督者)の許可は必要か。また、製薬企業のMRが、勤務時間終了後に院内で簡素な弁当を提供の上、同様の説明会を行う場合はどうか。

答2-2

病院の医師等にとって、製薬企業のMRは利害関係者と考えられ、MRによる新薬の紹介のための説明会に職務としてではなく出席した場合には、昼休み又は勤務時間終了後であるかどうかに関わりなく、無償で弁当の提供を受けることは禁止行為となります。しかし、説明会が午前の勤務時間中から昼休みにかけて(例えば11時から12時30分まで)開催され、院長が病院の役に立つと考えて職務として説明会に参加させ、活発な意見交換などがある説明会であって、当該出席者の普段の食事程度の簡素な飲食物(最高限度は3千円程度)の提供を受け、利害関係者と共に簡素な飲食をすることは認められていますので、この場合は、その弁当を食べても何ら問題はありません。また、説明会が午後の勤務時間中から勤務時間終了後にかけて(例えば16時30分から18時30分まで)開催され、同様に職務として参加し、同様に簡素な飲食物(最高限度は3千円程度)の提供を受け、利害関係者と共に簡素な飲食をすることは、同様に認められています。どちらの場合も倫理管理者(倫理監督者)の許可は、必要ありません。なお、製薬企業のMRが病院内において新薬

のPRのための説明会を開催する場合、各病院の施設管理規程に従って、院長の承認を得る必要があることについては言うまでもありません。

問2-3

製薬企業が医薬品の市販後調査に関連して他施設共同研究(受託研究)を行うに当たり、研究に携わる病院の医師が出席して会合を開催する場合、立食パーティーで飲食物の提供を受けてもよいか。

答2-3

病院の医師等にとって、製薬企業は利害関係者として取り扱うことが適当であるが、多数の者が出席する立食パーティーにおいて飲食物の提供を受けることは問題ありません。

問2-4

講演等承認申請を行い承認を得た上で出席した会において、弁当等の飲食の提供があるが、3千円以下の簡素なものであれば受取ってよいか。

答2-4

職務として出席した会議等であれば簡素な飲食の提供を受けることは可能であり、承認を得て講演等を行う場合も、職務として出席した会議等に準じて取扱って差し支えない。

3 講演等

問3-1

実費相当分の旅費であれば、タクシーチケットの受領は可能か。

答3-1

利害関係者等から講演等の依頼を受けた際、交通費として受領できる金額は、原則として、独立行政法人国立病院機構旅費規程における旅費相当額とし、公共の交通機関がない場合や、公共の交通機関の便数が著しく少ない場合等、周辺の交通事情等によりタクシーを利用せざるを得ない場合以外は、タクシー料金の受領ができません。なお、本件については、平成18年度において、国立病院機構職員が製薬企業のMR（医療情報担当者）等に対して、複数回にわたり、タクシーチケットを要求している旨、国家公務員倫理審査会事務局への匿名の通報があり、その際において国家公務員倫理審査会事務局から回答のあった交通費の考え方について踏襲するものです。

問3-2

打合せ時間や講演のために作成した資料も講演の報酬として受領は可能であるか。

答3-2

講演等の承認にあたっては、下記に掲げる事項について報酬を受けることはできません。つまり、事前打合せの時間を講演の時間に含めることや、講演のために作成した資料に対して報酬を受け取ることはできません。また、講演等の関係者との意見交換会や、関係者のみによる会議への参加により報酬をもらうこともできません。

- ① 講演等の打合せ時間
- ② 講演等の準備資料や配布資料等
- ③ 講演等の関係者との懇親等を目的とする意見交換会への参加
- ④ 講演等の関係者のみによる会議で、その内容が発表されないものへの参加

問3-3

講演等の報酬の基準はどのようなになるか。

答3-3

講演等の報酬の基準は、講演料等は、1時間当たり4万円程度、著述料は、4百字当たり8千円であり、医学及び医療に関し高度の専門性を有する講演等の事情によりこれらの基準により難しい場合は、倫理管理者（院長）に相談し、指示に従うことされており、必要な条件を満たす場合は、講演1回につき10万円程度の受領が可能。

問3-4

承認に必要な書類はなにか。また提出はいつ頃までか。

答3-4

講演等の申請にあたっては、職員から以下のものを提出する必要がありますので職員と確認し全て揃えたうえで実施日2週間前までに提出願います。事後提出は一切認められませんので厳守願います。

- ① 講演等承認申請書（指定様式：職員押印後）
- ② 院長宛の職員派遣依頼状（任意様式：依頼内容（テーマ、場所、日時）、派遣を依頼する職員、報酬等を記載）
- ③ 依頼内容の解る資料（任意様式：座長、講師：講演会・研修会等のプログラムが記載されたもの。アドバイザー等であれば職員へ依頼する内容が具体的に解る資料）

問3-5

製薬企業からの依頼により社内勉強会（社内研修会）において講演をし、謝礼を受領することはできるか。

答3-5

職員が、営利企業の社員だけのために講演を行うことは、公正な職務の遂行に対する国民の疑惑や不信を招く恐れが全くないとは言いきれませんので謝礼を受け取って、講演を行うことはできません。